

交通事故に 取り組む 弁護士に聞く！

第1回

交通事故に逢った時…

今回は交通事故の損害賠償について弁護士奥田貫介先生と奥田竜子先生にお話をさせて頂きます。

交通事故に巻き込まれたらまずどのような対処すべきですか。

交通事故が起きてしまったら、まず警察に通報することが大切です。

警察に通報することで後に事故発生を証明をすることができま

す。なお、車両運転者には道路交

通法上、警察への事故報告義務があります。

もちろん被害者となつて怪我を負つてしまったら、なるべく早く医師の診断を受けるべきです。事故と受診の間があいしま

うと事故との因果関係が認められなくなる恐れもあります。

示談はどのタイミングで行うべきですか。交通事故の被害者となつて怪我を負つた場合

当 faced 治療費については加害者(加害者の保険会社の負担で、治療を続けることになりま

す。また、怪我で仕事ができな

い場合には休業損害の内払を受けられることもあります。

交通事故による損害には、治療費、入院雑費、通院費、慰謝料、休業損害などがあ

りますが、これらの損害は、損害賠償金として、加害者(加害者の保険会社)から払つても

らつて埋め合わせをすることになりま

す。そして、この損害賠償金の額を確定させることを「示談」とい

います。ただ治療中は、治療費、通院費、休業損害、慰謝料などがいわば日々増

大して、これらの総額を確定させることができ

ません。したがって、示談は、原則として怪我が治癒あ

るいはこれ以上よくならないと判断された段階(症状固定とい

います)で行うことになりま



示談の際に注意すべきことは何ですか。

「損害賠償金」は黙つていても十分な額がもら

えないものではありま

せん。示談は合意ですが、あらかじめ交渉しないと不利な合意をしてしま

うことになりかねません。また、一度合意をしてしま

うと、後でこれを覆すことは極めて困難

です。示談では、慰謝料、休業損害、後遺症等による逸

失利益、過失相殺率をどのように評価する

のか等多くの点の問題となりま

すが、これらはすべて、法律や判例の傾向によつて

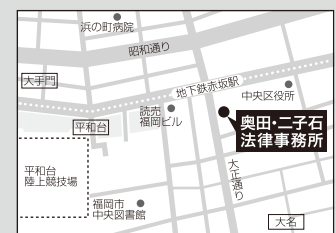
判断する必要があり、専門家でない被害者が、この判断を適切に行つて適

正な賠償額での示談を行うことは極めて困難とい

奥田・二子石法律事務所

弁護士 奥田貫介 (福岡県弁護士会所属)
弁護士 奥田竜子 (福岡県弁護士会所属)

TEL.092-739-6262
福岡市中央区大名2-4-19 福岡赤坂ビル6階



(access)地下鉄「赤坂駅」徒歩1分
交通事故 弁護士 奥田 検索

弁護士山田訓敬法律事務所

弁護士 山田訓敬 (福岡県弁護士会所属)

TEL.092-738-3377
福岡市中央区大名2-11-25 新栄ビル5階

福岡 山田弁護士 検索

楠田法律事務所

弁護士 楠田宏 (福岡県弁護士会所属)

TEL.092-741-2833
福岡市中央区渡辺通3-6-15 NOF天神南ビル8F

楠田法律事務所 福岡 検索

翼・篠木法律事務所

弁護士 篠木 潔 (福岡県弁護士会所属)

TEL.092-714-1050
福岡市中央区舞鶴2-2-11 富士ビル赤坂5F

翼・篠木法律事務所 検索

平和台法律事務所

弁護士 田中亮一 (福岡県弁護士会所属)

TEL.092-761-4403
福岡市中央区赤坂1-16-13 上ノ橋ビル4F

弁護士 田中亮一 福岡 検索

加藤・島法律事務所

弁護士 島 晃一 (福岡県弁護士会所属)

TEL.092-771-8292
福岡市中央区赤坂1-7-23 赤坂弁護士ビル402号

弁護士 島晃一 検索

次回の先生は…
弁護士
山田訓敬先生です
(弁護士山田訓敬法律事務所)

今回は7月25日(水)掲載予定です